

# 駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出の ガイドライン(参考資料)

## <もくじ>

「駐車場法・バリアフリー新法における罰則規定」について	1
「届出駐車場の届出に必要な添付書類」について	2
「届出駐車場の届出に関する様式」について	3
「バリアフリー新法に基づく届出に関する権限移譲の状況」について	4
「バリアフリー新法に基づく届出に関する様式」について	5
「絵で見る技術的基準」について	6

【「ガイドライン」での記載内容】

■はじめに

- ・駐車場を設置・運営する場合には、各法令などより「守らなければならないルール」が定められており、駐車場を設置・運営する方は、各法令の定めに沿って適切な措置を講ずる必要があります。
- ・また、これに違反すると、各法令の定めにより、是正命令、供用停止命令を受けたり、罰金刑が科せられる場合があります。

【解説】

1. 駐車場法

駐車場法では、路外駐車場管理者<sup>※1</sup>(届出駐車場の管理者)に対する、立入検査、是正命令、罰則が定められています。

(1) 路外駐車場の立入検査等〔法第18条〕

都道府県知事は、必要な限度において、路外駐車場管理者から報告・資料の提出を求め、職員に路外駐車場及び関係場所の立入検査をさせることができます。

(2) 是正命令〔法第19条〕

都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が技術的基準に適合しない場合やその業務の運営が法及び命令に違反していると認められるときは、是正措置を命ずることができます。

さらに、当該路外駐車場が利用上著しく危険であると認められるときは、供用停止を命ずることができます。

(3) 罰則〔法第21条～第24条〕

違反し、あるいはその命令に従わなかった場合など、罰則が設けられています。

法19条の「是正命令」に従わなかった場合は100万円以下の罰金、法18条の規定に関する違反等については20万円以下の罰金に処せられます。

(4) 罰則の適用について

法第22条及び24条は、路外駐車場の管理規程及び休止等の届出を行わなかった場合について適用があるのみでなく、管理規程を定めずに路外駐車場の供用を開始した場合についても適用されます。

2. バリアフリー新法

バリアフリー新法では、路外駐車場管理者等<sup>※2</sup>に対する、報告、立入検査が定められています。

(1) 報告及び立入検査〔法第53条〕

知事等は、必要な限度において、特定路外駐車場の路外駐車場円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 罰則〔法第63条〕

上記の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処せられます。

【参考】

※1…路外駐車場管理者

都市計画区域内における路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置するもの

※2…路外駐車場管理者等

上記路外駐車場管理者及び都市計画区域外で特定路外駐車場を設置するもの

## 【「ガイドライン」での記載内容】

### ■必要な書類及びその提出時期

- ・各届出種別ごとの必要書類及びその提出時期は下表のとおりです。
- ・「新設」の場合、「施設の増改築、駐車場台数等の変更」の場合には、届出の前に別途事前の打合せが必要となる場合がありますので、届出先の市町村の駐車場法担当窓口にご確認下さい。
- ・また、路外駐車場設置(変更)届出書には添付書類が必要となります。
- ・これら届出に必要な各様式は、愛知県都市計画課のHPからダウンロードできます。

## 【解説】

駐車場法に基づく届出に必要な書類はガイドラインに記載の「路外駐車場設置(変更)届出書、技術基準チェックリスト、路外駐車場管理規程(変更)届出書、路外駐車場休止(再開、廃止)届出書」のほか、以下の添付書類の提出が必要です。

	添付書類の名称	新設時		変更時	備考
		建築物でない場合	建築物の場合		
1	位置図(案内図)	○	○	変更事項 に関連する書類を 添付	S=1/10,000 以上
2	平面図(出入口のある階)	○	○		S=1/200 以上
3	平面図(2層以上の各階)		○		S=1/200 以上
4	立面図		○		S=1/200 以上
5	断面図		○		S=1/200 以上
6	屈曲部(半径)、傾斜部(勾配の詳細図)		○		S=1/200 以上
7	建築確認済証の写し		△		
8	駐車場調書の写し		△		
9	大臣認定書の写し		●		特殊駐車装置の場合、1層2段式(自走式)の場合
10	仕様及び構造図		●		

※ 表中●印は該当する場合に添付してください。

△印は市町村の駐車場法担当窓口へご確認ください。

## 【参考】

平面図については、以下の内容を表示する。

- ①駐車場の区域 (駐車場の区域(赤実線)、建築物で駐車場の用に供する区域(赤破線))
- ②周囲の道路及びバス停、横断歩道、交差点等政令第7条第1項で定められているもの
- ③場内の設備(事務所、料金徴収所、照明等)について、各階別に記入されたもの
- ④駐車マス
  - イ 一般公共の用に供する駐車マスを赤実線で、それ以外の部分の駐車マスを緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車マスに記入されたもの
  - ロ 駐車マスの寸法を記入する。ただし、各階の駐車マスの寸法が同一の場合は各階 1 駐車マスに記入する。
- ⑤出入口及び車路
  - イ 車路動線を赤色矢印で記入する。
  - ロ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階 1 箇所に記入する。
  - ハ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。

## 【「ガイドライン」での記載内容】

### ■必要な書類及びその提出時期

- ・各届出種別ごとの必要書類及びその提出時期は下表のとおりです。
- ・「新設」の場合、「施設の増改築、駐車場台数等の変更」の場合には、届出の前に別途事前の打合せが必要となる場合がありますので、届出先の市町村の駐車場法担当窓口にご確認下さい。
- ・また、路外駐車場設置(変更)届出書には添付書類が必要となります。
- ・これら届出に必要な各様式は、愛知県都市計画課のHPからダウンロードできます。

## 【解説】

ダウンロード可能な様式集は以下のとおりです

	様式の名称	様式番号	備考
1	路外駐車場設置(変更)届出書	様式1-1	
2	路外駐車場管理規程届出書	様式1-2	
3	路外駐車場管理規程変更届出書	様式1-3	
4	国土交通大臣認定に係る申請様式 (事前申請)	様式1-4	
5	国土交通大臣認定に係る申請様式	様式1-5	
6	路外駐車場国土交通大臣認定申請書	様式1-6	
7	路外駐車場休止届出書	様式1-7	
8	路外駐車場再開届出書	様式1-8	
9	路外駐車場廃止届出書	様式1-9	
10	技術的基準チェックリスト	様式1-13	

## 【参考】

### ■国土交通大臣認定について

駐車場法施行令第7条第2項及び第3項に規定された認定の制度で、駐車場法で出入口を設けることができないとされている箇所のうち、以下に該当する箇所で国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合に限り、出入口を設置することができるとした制度。

対象となる箇所は、①交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、②トンネル、③橋です。

認定の申請に当たっては、以下の事項に留意が必要です。

- 事前に市町村の駐車場法担当窓口にご相談してください。
- 「道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がない」の判断は、現地の交通状況や道路構造等に依りて関係する道路管理者や都道府県公安委員会との協議を経て、国土交通大臣により個別案件ごとに総合的に判断されるものです。

【「ガイドライン」での記載内容】

■届出先

・届出対象となる駐車場の所在地により、届出先が異なります。

【届出先①】 各市及び権限移譲済みの町村※⑨

【届出先②】 上記以外の町村は、愛知県(以下の【方法②】)(バリアフリー新法第12条のただし書きによる方法)で提出する場合は町村経由で県へ届出)

【解説】

平成 27 年 4 月現在での権限移譲の状況は下表のとおりです。

建設事務所名	市町村名	移譲状況	建設事務所名	市町村名	移譲状況
尾張	名古屋市	政令市	知多	半田市	H24.4
	瀬戸市	H21.4		常滑市	H22.4
	春日井市	特例市		東海市	H21.4
	小牧市	H21.4		大府市	H21.4
	尾張旭市	H21.4		知多市	H24.4
	豊明市	H24.4		阿久比町	H21.4
	日進市	H24.4		東浦町	
	清須市	H24.4		南知多町	
	北名古屋市	H22.4		美浜町	H27.4
	東郷町	H23.4		武豊町	H25.4
	長久手市	H24.4		岡崎市	中核市
	豊山町			西尾市	H24.4
	一宮	一宮市		特例市	知立
犬山市		H24.4	碧南市	H24.4	
江南市		H24.4	刈谷市	H21.4	
稲沢市		H21.4	安城市	H22.4	
岩倉市		H21.4	知立市	H21.4	
大口町		H27.4	高浜市	H22.4	
扶桑町		H27.4	豊田市	中核市	
海部	津島市	H21.4	新城	みよし市	H24.4
	愛西市	H24.4		新城市	H24.4
	弥富市	H23.4		設楽町	
	あま市	H24.4		東栄町	
	大治町			豊根町	
	蟹江町			豊橋市	中核市
	飛島村			豊川市	H21.4
			東三河	蒲郡市	H24.4
				田原市	H24.4

【参考】

## 【「ガイドライン」での記載内容】

### ■必要な書類及びその提出時期

- ・バリアフリー新法に基づく届出には、2種類の届出方法があります。
- ・いずれの方法とも提出時期は、新設の場合は「工事の着手前」、変更の場合は「変更しようとするとき」で同じですが、提出する書類が異なります。
- ・各提出方法における必要な資料は以下のとおりです。
- ・なお、これら届出に必要な各様式は、愛知県都市計画課のHPからダウンロードできます。

## 【解説】

ダウンロード可能な様式集は以下のとおりです

	様式の名称	様式番号	備考
1	特定路外駐車場設置(変更)届出書	様式1-10	
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面	様式1-11	
3	技術的基準チェックリスト(バリアフリー新法)	様式1-14	

## 【参考】

## 【「ガイドライン」での記載内容】

これら技術的基準については、視覚的にわかりやすく示した技術的基準を愛知県都市計画課のHPに掲載しています。必要に応じてご活用下さい。

## 【解説】

「視覚的にわかりやすく示した技術的基準」とは「絵で見る技術的基準」として以下の基準を視覚的に示しています。このファイルは別途ダウンロードが可能です。

技術的基準の内容		ガイドラインとの対比
駐 車 場 法	○「自動車の出口及び入口」に関すること	
	交差点及びその側端から 5m 以内	1-(1)-ア
	まがりかどから 5m 以内	1-(1)-イ
	横断歩道又は自転車横断帯及びその前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内	1-(1)-ウ
	乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内	1-(1)-オ
	踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内	1-(1)-カ
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から 5m 以内の道路	1-(2)
	小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、知的障害児通園施設、児童公園、児童遊園、児童館等の出入口から20m以内	1-(3)
	幅員が 6m 未満の道路	1-(5)
	出口と入口を分離しかつ 10m 以上の離隔を確保	1-(7)
	出入口にすみ切りを設置	1-(8)
	出口付近の構造	1-(9)
	前面道路が 2 以上ある場合の出入口	1-(10)
	○「車路」に関すること	
自動車の車路の幅員	2-(1)	
建築物である路外駐車場の車路の構造(はりの高さ)	2-(2)-ア	
建築物である路外駐車場の車路の構造(屈曲部の内のり半径)	2-(2)-イ	
○「建築物である駐車場」に関すること(車路以外)		
駐車する部分の「はり下の高さ」は 2.1m 以上を確保	3-(1)	
内部の空気を床面積 1㎡につき1時間に 14㎡以上直接外気と交換する能力のある換気装置の設置(開口部がその階の床面積の10分の1以上ある場合は除く)	3-(4)	
バ リ ア フ リ ー 新 法	○「車いす使用者駐車施設」に関すること	
	駐車マスの幅は 350cm 以上確保	1-(1)
	車いす使用者用駐車場であることを表示	1-(2)
	移動等円滑化経路の長さが短くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置	1-(3)
	○「車いす使用者駐車施設」に関すること	
	移動等円滑化経路上には段を設けない	2-(1)
出入口の幅は 80cm 以上、通路(傾斜路)の幅は 120cm 以上を確保し、50m 以内ごとに車いすの転回スペースを設置	2-(2)	

## 【参考】